

新宿区消費生活地域協議会設置要綱

27 新地消消第 31 号 平成 27 年 4 月 1 日 地域文化部長決定
改正 28 新文消消第 28 号 平成 28 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 28 新文消消第 1386 号 平成 29 年 3 月 31 日 文化観光産業部長決定
改正 31 新文消消第 6036 号 令和 2 年 3 月 30 日 文化観光産業部長決定

(設置)

第 1 条 新宿区（以下「区」という。）における消費生活の安定及び向上に関し必要な事項について協議するため、新宿区消費生活地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく消費者教育推進地域協議会とする。
- 3 協議会は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 11 条の 3 の規定に基づく消費者安全確保地域協議会とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域特性を踏まえた消費生活施策の推進に関すること。
- (2) 消費者教育の推進に関すること。
- (3) 消費者の安全確保に関すること。
- (4) 新宿区立新宿消費生活センターの機能強化に関すること。
- (5) 消費生活に係る分野の関係者との連携及び協力に関すること。
- (6) その他消費生活に附帯する事項で、会長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者の中から区長が委嘱する 25 人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年（警察にあつては、1 年）とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選をもって定め、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項を機動的に推進するため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの運営その他に関して必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、文化観光産業部消費生活就労支援課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光産業部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

新宿区消費生活地域協議会委員

分野	所属団体等
学識経験者	大学教授
	弁護士
専門職	消費生活相談員
消費者団体	新宿区消費者団体連絡会
区民（地域代表）	新宿区町会連合会
	新宿区商店会連合会
	新宿区民生委員・児童委員協議会
区民（公募）	公募区民
教育	新宿区立小学校
	新宿区立中学校
	新宿区内東京都立高等学校
福祉	新宿区社会福祉協議会事務局長
	新宿区内高齢者総合相談センター管理者
	新宿区障害者団体連絡協議会
警察	新宿区内警察署生活安全課長
区	危機管理担当部安全・安心対策担当副参事
	福祉部障害者福祉課長
	福祉部高齢者支援課長
	教育委員会事務局教育指導課長
	文化観光産業部長